

福島県知事

内堀雅雄様

要望書

令和4年12月26日

福島県商工会議所連合会

会長 渡邊博美

福島商工会議所
会頭 渡邊博美

郡山商工会議所
会頭 滝田康雄

会津若松商工会議所
会頭 渋川恵男

いわき商工会議所
会頭 小野栄重

白河商工会議所
会頭 鈴木俊雄

原町商工会議所
会頭 高橋隆助

会津喜多方商工会議所
会頭 佐藤富次郎

相馬商工会議所
会頭 草野清貴

須賀川商工会議所
会頭 菊地大介

二本松商工会議所
会頭 菅野京一

目 次

■福島県商工会議所連合会

I. 原子力災害及び頻発する自然災害の克服と県内産業の復興・再生に向けた支援強化（P4～8）

1. 事業再建・自立に向けた各種支援策の継続・拡充及び住民の帰還促進
2. 原子力災害の完全収束に向けた取り組み
3. 風評被害の払拭と県産品の販路開拓支援の充実
4. ALPS 処理水の処分に係る風評被害対策の徹底
5. 被害の実態に合った原子力損害賠償の完全な実施
6. 福島イノベーション・コースト構想等の推進
7. 福島県の観光振興の促進
8. 復興・創生に向けたインフラの整備促進
9. 福島空港からの二次交通の整備促進
10. コロナ禍での福島県における高速道路通行料金の低廉化について
11. 令和4年度福島県沖地震「中小企業等グループ補助金」における十分な事業完了期限の確保について

II. 中小企業・小規模事業者支援対策の拡充強化（P9～11）

1. 新型コロナウイルス感染症対策の支援の拡充強化と継続
2. 物価高騰対策の推進
3. 円滑な事業承継や創業・起業に対する支援の強化
4. 中小企業・小規模事業者の人材確保・育成・定着支を支援する施策の継続・強化
5. 制度資金の充実強化及び融資制度の創設
6. 消費税の適格請求保存方式(インボイス制度)の導入延期

III. 中小企業支援機関に対する予算措置の拡充（P12）

1. 小規模事業経営支援事業の充実
2. 第2期復興・創生期間における支援人員の配置

■福島商工会議所（P13）

1. 霊山 I C から福島市内を通り国道 115 号に至る新たなルートの整備促進について

■郡山商工会議所（P13）

1. 福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）における利便性向上に向けた大規模修繕等および県合同庁舎供用開始を見据えた対応について

■会津若松商工会議所（P14）

1. 会津地域への多機能型県営武道館の建設について

■いわき商工会議所（P14）

1. 重要港湾小名浜港のエネルギー拠点港としての機能拡充

■白河商工会議所（P15～16）

1. 県道の早期改良整備促進について
2. 都市計画道路白河中央国道289号交差点以南の整備促進と国道294号線の栃木県境から国道289号交差点までの区間の早期改良整備促進について
3. 地域救急医療対策のための近隣県との広域連携体制構築について
4. 地域内人材確保対策の予算措置支援について

■原町商工会議所（P16～17）

1. 事業所存続のための事業環境の整備
2. 復興推進を担う省庁及び関係機関の南相馬市内への一部機能移設
3. 道路交通網の充実

■会津喜多方商工会議所（P17～18）

1. 「国道121号大峠道路の早期復旧及び米沢市側の高規格化」の実現について
2. 「JR磐越西線の橋梁の早期復旧」の実現について

■相馬商工会議所（P18～19）

1. 相馬福島道路から主要施設までのアクセス道の整備促進について
2. 宇多川、小泉川の河川改修について
3. 常磐自動車道（広野IC～山元IC間）の早期全線4車線化について
4. 地震被害による幹線道路等の早期復旧について

■須賀川商工会議所（P20）

1. 須賀川市滑川地区への新規工業団地造成の早期実現について

■二本松商工会議所（P20）

1. 安達太良山登山道及びあだたら溪谷自然遊歩道の早期復旧について

I. 原子力災害及び頻発する自然災害の克服と県内産業の復興・再生に向けた支援強化

1. 事業再建・自立に向けた各種支援策の継続・拡充及び住民の帰還促進

政府は、被災12市町村の被災事業所の事業再建・自立に向けた支援施策を集中的に展開し、原子力災害により生じた損害の解消を図る方針を示しています。

しかしながら、復興需要の減退や深刻な人手不足に加え、本県特有の問題である風評被害など、県内企業を取り巻く状況は依然として厳しいことから、被災12市町村に留まらず県内全域の中小企業・小規模事業者が将来にわたって事業継続できるよう、事業再建をはじめ新たな販路開拓や新規事業の立ち上げ、人材確保の支援など、自立に向けた取り組みの拡充を図ることが必要不可欠であります。また、被災12市町村の住民帰還率は低く、生活関連事業者は厳しい経営環境に置かれているため、更なる住民の帰還促進及び新規居住の促進を図ることが必要です。

ついては、第2期復興・創生期間においても国に対して復興財源の確実な支援継続措置を図るよう強く働きかけていただきますとともに、県内全域の被災中小企業・小規模事業者の経営努力を後押しするために、次の補助事業を継続・拡充くださいますよう要望します。

- (1) 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」並びに「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」の継続・拡充
- (2) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の継続・要件緩和
- (3) 中小企業等復旧・復興支援事業の継続
- (4) 多重債務を抱える被災事業者の負担軽減に向けた支援措置の継続・拡充
- (5) 福島県事業再開・帰還促進事業の継続
- (6) 産業復興中小企業等支援税制の継続・延長
- (7) 生活関連事業者の商圈形成につながる新規居住の促進強化
- (8) 若者（後継者等）の帰還促進と、避難元での事業承継意欲促進のための補助制度の創設
- (9) 特定復興再生拠点区域の整備促進
- (10) 被災地域への移住・定住促進対策の推進

2. 原子力災害の完全収束に向けた取組み

本県の復興にとって最大の課題である原発事故の収束は十分に進展しておらず、廃炉や汚染水及び処理水対策等多くの課題を抱えております。

つきましては、一日も早い原発事故の収束と廃炉に向け、次の事項について国と東京電力に対し強く働きかけていただきますよう要望します。

- (1) 県内原発の廃炉作業に向けた取組みの安全かつ着実な進展

- (2) 迅速、正確かつ分かりやすい情報開示
- (3) 中間貯蔵施設の安全な整備・運営、輸送・搬入作業の安全確保の徹底及び県外最終処分に向けた国民理解の促進とステップの着実な進展
- (4) 放射線の高い場所の追加除染等、地域再生のための除染対策の徹底

3. 風評被害払拭に向けた取組みの強化

福島県は、東日本大震災から10年以上が経過した今も一部の国で福島県産農林水産物の輸入規制が続き、県内への観光客数や教育旅行受入数も震災前の水準には回復していないなど、県内の農林水産業や観光業等を中心に依然として風評被害が継続しています。

さらに、処理水の海洋放出時期が迫る中、新たな風評被害の発生に対して強い懸念が広がっています。

つきましては、国等と一層の連携を図り、風評被害払拭、諸外国の輸入規制の早期解除並びに失われた販路の回復や開拓に向けて次の事項を要望します。

- (1) 国内外における放射能と食品の安全性についてのリスクコミュニケーションの推進と本県に関する正しい情報発信の強化
- (2) 県産食品に対する輸入規制の早期解除に向けた取組みの強化
- (3) 販路回復や、新規販路の開拓に係る支援策の更なる充実
- (4) ホープツーリズムと連動して、旅行者等の来県促進に向けた宿泊や地域特産品等の購入等に利用できる「旅行者補助制度」の創設及び教育旅行復興事業の拡充強化

4. ALPS 処理水の処分に係る風評被害対策の徹底

東京電力福島第一原子力発電所事故の汚染水問題はいまだに収束が図れず、本県の風評被害を助長していますが、国において令和3年4月に多核種除去設備等処理水の処分方法として「海洋放出」とする基本方針が決定されました。

処理水の海洋放出においては、国は国民の理解と国際社会の理解が得られるような科学的根拠に基づく情報を発信していただき、責任を持って、風評による影響を最大限抑制するよう徹底した対策を講じるとともに、海洋放出による風評被害が生じた場合には、迅速かつ適切な賠償を行うよう国に対し働きかけていただきますよう要望します。

- (1) 処理水の海洋放出に対する万全な風評被害対策を国が前面に立ち責任を持って実施すること
- (2) 新たな緊急避難措置として、冷凍可能な水産物の一時的買取り・保管や冷凍できない水産物の販路拡大等について、基金事業等により全国的に機動的な対応ができるような対策を講じること
- (3) 処理水の海洋放出による風評被害に対する賠償の取扱いに関し、関係者の理解の得られる風評被害の因果関係を推認する明確な賠償基準を速やかに明示させるとともに、関係者の懸念に対し真摯な対応を行うなど理解促進対策の強化とその

検証をおこなうこと

- (4) 海洋放出による風評被害に対しては、「風評」は必ず発生するという前提のもと、地域・業種を限定せず支援策を講じるとともに、迅速かつ適切な賠償が行われるよう国が東京電力ホールディングス株式会社に対して強力な指導を行うこと

5. 被害の実態に合った原子力損害賠償の完全な実施

福島第一原子力発電所の事故から12年が経過しようとしています。この間事業者は、自立支援策の活用、新たな販路開拓等の経営努力を行い、懸命に売上回復を目指して事業活動を行ってまいりました。しかしながら、原発事故に起因する商圈消失や人口減少が依然として回復せず、事業者の自助努力のみでは対応が困難な状況が継続しております。加えて、時間の経過とともに震災・原発事故の風化の懸念や、被害が長期化・複雑化するなど、事業再建する上で苦しい経営環境がなお続いております。

これまでも、事業者それぞれの現状や立場に立った上で賠償を実施するよう求めて参りましたが、未だに賠償金の支払が滞っている状況が見受けられます。よって、被害の実態に合った営業損害賠償金の実施のため、次の3項目を東京電力に対して働きかけるように要望します。

- (1) 個別事情を十分に勘案した賠償金の支払い
- (2) 一括賠償後の損害（超過分）への誠実な対応
- (3) 原発事故前に戻るまでの確実な賠償の実施

6. 福島イノベーション・コースト構想等の推進

廃炉やロボット技術に関連する研究開発や、エネルギー関連産業の集積等を通じて浜通りの産業・雇用の再生を目指す「福島イノベーション・コースト構想」及び、未来の新エネ社会のモデル拠点を目指す「福島新エネ社会構想」の着実な推進と県内企業の再生や雇用創出に向けて、次の事項を要望いたします。

- (1) 構想への県内企業の参入に対する予算措置を含めた積極的な支援
- (2) 福島ロボットテストフィールドの活用促進支援
- (3) 創造的復興中核拠点としての国際教育拠点の早期実現
- (4) 原子力災害に見舞われた浜通り地域の復興・創生に向け、福島イノベーション・コースト構想の研究施設等の連携を重視した福島国際研究教育機構の整備促進
- (5) 県内全域が水素社会のモデル拠点となるための新たな水素ステーションの設置促進及び福島水素エネルギー研究フィールドの活用促進
- (6) いわき市へのバッテリー関連産業の誘致、集積を目的とする「バッテリーバレー構想」に対する支援

7. 福島県の観光振興の促進

本県の観光産業は、本県経済を支える重要な基幹産業の1つであり、その発展・振興は、風評払拭や復興の象徴にもなり得るものです。

ついては、本県の観光振興の強化に向けて、次の事項を要望します。

- (1) 日本遺産はじめ文化財・文化遺産などの観光資源を活用した体験型観光プログラムの開発及びその普及・促進に対するプロモーション・情報発信の推進
- (2) 原発事故の教訓を生かしたホープツーリズムの推進
- (3) インバウンド増加に向けた観光施設や宿泊施設の無料 Wi-Fi 設置、多言語表示等外国人観光客向け施設整備、パンフレット類の翻訳等に対する補助制度の更なる充実強化
- (4) ウィズコロナ禍でのインバウンド対応に関する観光産業への支援

8. 復興・創生に向けたインフラの整備促進

本県が真の復興に向けてさらに前進するためには、インフラ整備が必要不可欠であり、災害発生時のバックアップ機能を兼ね備えた広域ネットワーク整備にも重点的に取り組む必要があります。

また、国が東北の観光復興に向けた取組みを強化する方針を打ち出している中、本県においても観光振興に直結するインフラ整備には早急に対応する必要があります。

さらに令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により、港湾の埠頭や道路路面においてはいたるところに大きな段差や亀裂があり物流面や医療面で大きな障害となっております。

(1) 幹線道路等

- ①常磐自動車道県内区間の早期全線4車線化
- ②磐越自動車道（会津若松IC－新潟IC間）の早期全線4車線化
- ③会津縦貫南道路の整備促進
- ④国道4号の県内4車線化
- ⑤小名浜道路の整備促進
- ⑥国道6号の渋滞解消に向けた早期整備促進及び勿来バイパスの早期開通
- ⑦猪苗代湖岸一周道路の整備促進
- ⑧県道相馬新地線をはじめ相馬市内の福島県が管理する幹線道路の早期復旧

(2) 鉄道

- ①JR常磐線沿線の被災12市町村の住民及び商工業者の利便性（首都圏への移動）向上を図る運行ダイヤの実現
- ②JR只見線の持続的運行に向けた地元市町村の負担軽減

(3) 港湾

- ①相馬港・小名浜港の物流・防災・交流拠点の機能強化
- ②福島県沖地震により被害を受けた相馬港埠頭の早期復旧

9. 福島空港からの二次交通の整備促進

福島空港をはじめとする地方空港については、空港背後地域の生産活動、災害支援等多様な効果が評価されており、特に東日本大震災時には人命救助、物資及び帰宅困難者に対応した輸送等に活用できる社会公共財としての価値が示されました。

また、福島空港については、インバウンド、観光、コンベンションおよびビジネス等での活用が期待されていることから空港とのアクセス強化は重要な課題となっております。

については、県民すべてが空港の利便性が享受できるよう福島空港から新幹線停車駅までの軌道系アクセスや交通の結節点となる中核市まで高規格道路で直接連絡できるよう整備を要望いたします。

10. コロナ禍での福島県における高速道路通行料金の低廉化について

新型コロナウイルス感染症や原発の風評被害等で復興途上にある福島県の経済状況については、大変厳しいものがあります。交流人口を拡大する上においても、休日祝祭日の高速料金の低廉化は即効性のある絶大なる実績を持つ施策でありますので、コロナ禍ではありますが可能な範囲での再実施を国及び関係機関等に対し働きかけて頂けるよう強く要望します。

11. 令和4年度福島県沖地震「中小企業等グループ補助金」における十分な事業完了期限の確保について

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震は、県内に甚大な被害を及ぼしました。特に、最大震度6強の激しい揺れを記録した相馬地方においては、ほぼ全ての業種にわたり深刻な状況下に置かれております。比較的営業規模が大きい宿泊施設等は、建て替えのために再開が2年後となる事業所も複数件あり、地域経済は疲弊しつつあります。そのような環境下でも個々の事業所は「中小企業等グループ補助金制度」を活用するなど再開のため懸命な努力をしておりますが、申請段階で最も不可欠である復旧のための見積書の調達が施工業者多忙のため遅延している状況下に置かれております。

つきましては、被災事業者が速やかに事業再開できるよう「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の事業者に寄り添った柔軟な運用と十分な事業期間の確保を強く要望いたします。

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者支援対策の拡充強化

1. 新型コロナウイルス感染症対策の支援の拡充強化と継続

新型コロナウイルス感染症は今もなお収束せず、感染拡大防止のための自粛や「新しい生活様式」への対応により売上が大幅に減少し、中小企業・小規模事業者の経営は深刻な影響を受けています。

県においては、「各種支援及び助成金」や「新型コロナウイルス対策特別資金」をはじめ、「ふくしま小規模いきいき支援事業」など、特段のご配慮を頂いておりますが、資金繰りや雇用維持等課題は山積しています。

つきましては、県内中小企業・小規模事業者の事業承継及び落ち込んだ需要の回復について、更なる支援の拡充とアフターコロナを見据えた国内外の販路開拓をはじめ、観光振興策等切れ目のない継続的な支援が図られるように次の事項について要望します。

(1) 経営持続化支援の拡充強化について

中小企業・小規模事業者がしっかりと経営を維持できるよう、経営課題の多様化や高度化に対応し、多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大や新事業展開の促進など様々な生産性向上に関わる支援策の拡充強化を図ること

(2) 観光振興について

県内中小観光産業活性化のための福島県独自の需要喚起キャンペーン事業の創設並びに県民限定宿泊割引の継続

(3) イベント開催への支援について

新型コロナウイルスの感染拡大予防と経済活動の活性化を両立させるため、徹底した感染防止対策を行ったうえで、賑わい創出のイベントを開催していく必要がありますので、万全な感染防止対策が講じられるように行政からの支援を強化すること

(4) デジタルシフトへの支援について

働き方がコロナ禍によりテレワークやオンライン会議の導入などリモート化・オンライン化へと推移しているが、県内の中小企業・小規模事業者が十分に対応しきれていない状況にあるので、生産性向上につながるデジタルシフトのための設備投資への手厚い支援を創設すること

(5) 行政のデジタル化について

特別定額給付金をはじめ行政のデジタル化の遅れが露呈したことから、市町村も含め行政のデジタル化・オンライン化、様式、押印などの見直しと簡素化を推進すること

2. 物価高騰対策の推進

コロナ禍に加えウクライナ情勢や円安の影響も重なり、原油や木材、金属、食料品等の原材料価格が国際的に高騰して高止まりを続け、製造業や建設業、運輸業のみならず小売業、サービス業等あらゆる業種に影響を及ぼしています。

ついては、中小企業・小規模事業者が地域経済を維持し、安定した事業を継続できるよう次の事項を国に働きかけていただきますよう要望します。

- (1) 急激な原油、原材料、資材価格等の高騰に対応するため、国は緊急対策を打ち出していますが、経営環境が逼迫している中小企業・小規模事業者の実態に応じた事業コストの負担軽減支援策の構築
- (2) 小麦等の食品原材料、電力・ガス等のエネルギー等の価格上昇分を補填する価格抑制策等、原油価格高騰に対する激変緩和策と同様の枠組みによる支援措置の導入
- (3) 顧客や一般消費者、取引先等の関係で、原材料や仕入れ値の高騰による価格転嫁ができない事業者へ配慮した、固定費補助等の財政支援の実施
- (4) 公共事業受注の際の受注から納品までの期限が長い受注案件について、当初の見積額から値上がりの発生が想定されることから、再見積りを認めるなどの受注側に配慮した負担軽減支援措置の実施

3. 円滑な事業承継や創業・起業に対する支援の強化

中小企業・小規模事業者の有する優れた経営資源を次世代につなぐことが急務となっていますが、後継者確保が困難なことから事業承継を行えず廃業を余儀なくされる事業者が増加しています。そのため、親族内承継の割合が減少し、従業員や社外の第三者といった親族外承継が増加している状況にあります。

事業引継ぎに当たっては、計画策定時から専門家等を活用できるなど相談体制の強化、企業の合併買収等の情報提供等が不可欠で、特に小規模事業者に対する支援が求められます。

つきましては、県内中小企業・小規模事業者が今後も事業を継続・発展させていくために、次世代へ円滑な事業承継を行えるよう支援の強化を引き続き要望します。

- (1) 専門家派遣による無料相談回数の増加や計画の策定支援等、県内事業所の円滑な事業承継を推進するための事業承継支援策の拡充強化及び「福島県事業承継・引継ぎ支援センター」の更なる機能の強化
- (2) 県内での事業承継や創業・起業を促進させる補助金の拡充並びに要件の緩和

4. 中小企業・小規模事業者の人材確保・育成・定着を支援する施策の継続・強化

中小企業・小規模事業者の人材確保・育成・定着を支援する施策を継続・強化するとともに、学校と地元企業が連携したキャリア教育・職業教育を推進するための施策をさらに拡充するよう要望します。

- (1) 人手不足に対する積極的な人材確保支援策の拡充強化

県内では人口減少が加速しており、中小企業・小規模事業者では、特定の業種にとどまらず幅広い業種で人手不足が常態化しています。高い技術・優れたサービスを有しながらも、優秀な人材の確保が困難となっています。このため、人手不足業界に対する積極的な人材確保支援策を拡充強化すること。

(2) 若年者の人材確保・定着支援の強化

若年者及びその保護者等が中小企業・小規模事業者に対する理解を深めるため、その魅力発信に積極的に取り組むとともに、若年者のU I Jターンを促進するための支援策を拡充強化すること。

(3) 学校と地元中小企業が連携したキャリア教育・職業教育への支援の強化

学生の地元定着率の向上のため、学校教育の課程においてキャリア教育・職業教育を体系的に実施すること。また、教育機関と中小企業・小規模事業者又は中小企業組合が連携・協力して実施するキャリア教育、インターンシップ等の事業活動に対する支援を強化すること。

(4) 中小企業・小規模事業者における女性・高齢者活躍推進支援施策の充実

今後、更なる少子高齢化に伴い労働者の人材不足の加速化が予想されることから、労働力不足を解消するため、女性・高齢者の活躍推進が不可欠となっています。このため、高い能力や技術を持ちながら、育児・介護等で離職した女性及び高齢の求職者等と中小企業・小規模事業者とのマッチング支援を強化すること。

5. 制度資金の充実強化及び融資制度の創設

中小企業・小規模事業者は、人件費、原材料等の高騰、新型コロナウイルス感染症の長期化による影響等により厳しい経営を強いられています。地域経済を支えている中小企業・小規模事業者の経営環境の悪化が長期化すれば、事業継続が困難となり地域の疲弊が予想されるため次の事項を要望します。

(1) 長期低利の融資制度、さらには利子補給措置等、中小企業・小規模事業者に対する制度資金の充実強化

(2) 「ふくしま復興特別資金」、「伴走支援型特別保証制度」の取扱期限の延長と「SDGs推進企業を対象とした保証制度」の創設

(3) 商工会・商工会議所等の推薦に基づき、小規模事業者に特化した長期返済・低金利融資による資金融資制度の創設

6. 消費税の適格請求書保存方式(インボイス制度)の導入延期

消費税において、2023年から導入が予定されている適格請求書保存方式(インボイス制度)は、復興・経済再生が最重要課題である福島県において、商工業者、特に小規模事業者の事務負担の増加、及び免税事業者の取引排除が懸念されます。

については、国に対しインボイス制度導入時期の延期を働きかけるように要望します。

Ⅲ. 中小企業支援機関に対する予算措置の拡充

1. 小規模事業経営支援事業の充実

中小企業・小規模事業者が厳しい経営環境の中、伴走型の経営支援ニーズに加え、近年多発している自然災害等に関する支援施策や新型コロナウイルス感染症の影響による新たな相談や施策も急増し、膨大な業務量となっており、商工会・商工会議所のマンパワーが不足しております。

つきましては、県内事業者の持続的発展及び地域経済の更なる活性化を推進するに当たり次の事項について要望します。

- (1) 支援機能強化のための小規模事業経営支援事業費の拡充強化
- (2) 商工会・商工会議所の補助対象職員の減員停止、削減計画の停止と増員配置
- (3) 経営支援力強化のための事務局長設置要件の緩和
- (4) 商工会議所補助対象職員の設置数維持継続
- (5) 「緊急雇用創出事業」の継続

2. 第2期復興・創生期間における支援人員の配置

東日本大震災及び原発事故における避難地域12市町村の事業者については、現在も県内全域に広く所在しており、引き続き災害や風評被害の中で、事業・生業の再建に向けた相談対応や風評払拭の支援業務は多様化・複雑化しております。

つきましては、被災事業者の早期再開と避難先からの帰還促進が図られるよう、第2期復興・創生期間においても被災事業者の個々の伴走支援と県内全体の広域的な連携を強化するため、国の支援事業である「商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業」の継続、及び「復興経営指導員等」の配置について、県としての強力な後押しをお願いします。

福島商工会議所

1. 霊山 IC から福島市内を通り国道 115 号に至る新たなルートの整備促進

東北中央自動車道は、県北地域の振興はもとより南東北の進行に極めて大きなインパクトを持つものであり、大きな期待が寄せられておりますが、併せて東北自動車道と連結する道路整備の重要性が高まっております。特に霊山 I C から直接国道 115 号に至るルートが新設されますと東西の連携が強化され相馬地区から会津地区へのアクセスが大幅に改善し、相馬港を活用した物流機能や会津地区との観光交流促進に貢献されるほか相馬地区から、本県における医療の拠点であり「ふくしま国際医療科学センター」が設置された福島県立医科大学への緊急時のアクセスが大幅に改善されるなど、地域連携への効果が大きいと期待されるものであります。

つきましては、東西連携強化のための福島市域における国道 115 号の新たなルートを整備いただくよう要望いたします。

郡山商工会議所

1. 福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）における利便性向上に向けた大規模修繕等および県合同庁舎共用開始を見据えた対応について

福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）では、今年度、全国規模の大会やイベントが数多く開催されるなど、ウィズコロナにおける経済活性化に重要な役割を担っております。また、令和 8 年度には隣接地に県の合同庁舎が供用開始となる予定であり、郡山地域の交流人口拡大が見込まれます。

一方、同館は 1998 年の開館以降 24 年が経過し、施設・設備等において老朽化や時代のニーズに合致しない仕様が散見されております。

つきましては、同館の利便性を向上し、産業振興の起爆剤とするため次の事項を要望いたします。

- (1) 施設・設備・備品などの老朽化および陳腐化の現況確認
- (2) 施設の全面的な修繕
 - ・ 全館高速 wi-fi 等通信設備の整備
 - ・ 和式トイレの洋式化
 - ・ 薄暗い照明の改善
 - ・ 看板や案内サインの拡充
- (3) 県合同庁舎供用開始を見据えた施設設計および相互通行通路の設置

会津若松商工会議所

1. 会津地域への多機能型県営武道館の建設について

平成24年度の中学校学習指導要領の改訂により「武道」が必修化され、武道を通じた精神鍛錬が注目されていますが、会津地域は、会津藩以来の武士道精神が根付いた土地柄であり、現在でも様々な武道が競技レベルから生涯スポーツまで幅広く親しまれています。

こうした点から当市への県営武道館を提案するものでありますが、その施設整備に当たっては、当市が教育旅行の拠点であること、国による「外客受入地方拠点」の選定を受けていることを勘案し、各種大会での利用に加え、コンベンション利用等、多機能型施設として整備されますよう次の事項について要望いたします。

- (1) 武道館設備については全国レベルの開催が可能な規模とすること
- (2) 国際会議や大規模見本市等のコンベンション機能を持たせること

いわき商工会議所

1. 重要港湾小名浜港のエネルギー拠点港としての機能拡充

重要港湾小名浜港は、福島県及び北関東地区の物流・交流拠点として広範囲にわたる地域の産業経済活動を支えています。カーボンニュートラルポートの動向を鑑みれば、小名浜港が担う役割は、今後ますます重要になって参りますが、巨額な滞船料が発生するなどの課題を抱えています。

つきましては、福島新エネ社会構想や福島イノベーション・コースト構想等の実現に向けて、水素やバイオマス、風力など新たなエネルギーを核とした産業の育成と集積を支えるため、国際バルクターミナルの早期本格運用、藤原ふ頭の機能拡充と円滑な運用など、より一層の港湾機能の拡充を推進して頂きますようお願いいたします。

1. 県道の早期改良整備促進について

白河市と周辺地域とを結ぶ県道は、地域住民の生活・通勤道路としてはもとより、地域産業、経済、文化、観光等の振興、さらには社会生活を支える物流道路として大変重要な役割を担っております。

しかしながら、白河地方の経済の活性化に反して狭隘且つ幅員が一定でない道路や線形不良区間が存在する道路もあることから、通勤時での交通渋滞や大型車両通行による事故の危険性が日常的に生じる状況が続き、道路拡幅等の改良整備が強く求められております。

つきましては、県道は白河市を中心とした県南地方の人々の地域間交流や経済活動にとって最も重要な役割を担っておりますので、凍結防止対策を含めて安全で円滑な県道整備が図られますよう、下記の県道の早期事業化について強く要望いたします。

- (1) 主要地方道・県道 11 号線（白河石川線）【五箇地区、旭町・結城交差点】
- (2) 一般県道・ 139 号線（母畑白河線）【鹿島～久田野間】
- (3) 一般県道・ 277 号線（社田浅川線）【全線】
- (4) 一般県道・ 278 号線（釜子金山線）【東・表郷地区の境、金山地内】

2. 都市計画道路白河中央線国道 289 号交差点以南の整備促進と国道 294 号線の栃木県境から国道 289 号交差点までの区間の早期改良整備促進について

現在整備中の国道 294 号バイパスは、接続する国道 289 号交差点までの整備となっております。そのため、国道 294 号バイパス供用開始後は、さらなる道路交通の集中が見込まれており、日常的な交通渋滞や事故が心配されるなど基幹的な道路としての機能が十分果たせない可能性がありますので、都市計画道路として決定されている国道 289 号交差点からの以南の道路整備促進について強く要望いたします。

また、現在の国道 294 号線の栃木県境から国道 289 号に接続するまでの区間においては、山沿いでカーブが多く幅員狭小であり、特に大型車両の物流輸送に支障があることから、道路拡幅による早期改良整備が図られますよう、あわせて強く要望いたします。

3. 地域救急医療対策のための近隣県との広域連携体制構築について

白河市を含む県南地域においては、誰もが安心して生活できる地域づくりを推進していくうえで、「医療」の充実が重要課題であります。当地域には、救急医療機関が存在しないため、栃木県北部との県境をまたいだ広域連携による救急医療対策が強く求められております。

栃木県大田原市には、第三次救命救急医療機関の「那須赤十字病院」があり、県境を越えた新たなドクターヘリの基地病院とすることで、人命に関わる一刻一秒を争う救急搬送に対応することから、誰もが安心して生活できる地域づくりにつながります。

また、感染症の急拡大や大規模災害に備えるためには、県の枠を超えて連携する医療圏の体制整備の構築が急務であることから、隣接する栃木県との広域連携体制を構築していただきますよう強く要望いたします。

4. 地域内人材確保対策の予算措置支援について

当地域では、当所と県南地域の11商工会と連携して実行委員会を組織し、平成30年度から、若者の地元企業への就職促進と地元企業の労働力確保を目的に、県南地域の高校2年生を対象に「地元企業説明会」を開催しております。その運営財源としては、県当局の地域創生総合支援事業（サポート事業）によりご支援をいただいているところであり、感謝申し上げます。

当地域では、企業独自にインターンシップや見学受け入れなどに取り組み、人材確保を模索している企業もありますが、人手不足が常態化しており、特に製造業を中心に人材の確保が困難となっていることから、新規高等学校卒業者の採用意向は年々高まりをみせ、説明会への参加企業数も年々増加傾向にあり、若者の人材確保に向けた取り組みの継続・拡充が益々重要となる状況にあります。

しかしながら、本事業の主要な財源となるサポート事業の支援期間は、最長3年間と時限的であり、支援終了後の継続事業化が大きな課題であります。

つきましては、人口減少時代の到来は、地域産業を支える労働力不足に直結し、将来に向けて地域経済活動の維持に大きな支障を来すことから、地域で取り組む人材確保対策においては、県当局の重点政策として継続的な支援措置を講じていただきますよう強く要望いたします。

原町商工会議所

1. 事業所存続のための事業環境の整備

管内商工業者は、原発事故に起因する問題、新型コロナウイルス感染症による問題、自然災害などが重なり苦しい状況下にあり、先行きに不安を抱く商工業者の廃業が著しく増加しております。

ついては、商工業者が事業継続できるよう、次の項目を要望致します。

- (1) 福島イノベーション・コースト構想の推進を図るため、新たな産業創出や進出企業及び地元商工業者のための経済・税制特区の設置
- (2) 福島イノベーション・コースト構想を核とした交流人口増加策に対する支援制度創設
- (3) 相双地域に所在する商工業者に対する廃炉に関する仕事の受注促進

2. 復興推進を担う省庁及び関係機関の南相馬市内への一部機能移設

被災地と国・県の間で認識の乖離が無く、被災地を国・県・関係団体が一体となって復興推進を図ることが重要です。

については、復興に関し各省庁を束ねる「復興庁」、浜通り地方の産業回復を目指す「福島イノベーション・コースト構想推進機構」、及び原発被災 12 市町村を対象にする「福島相双復興推進機構」の 3 団体それぞれの一部機能を南相馬市内に移すこと、及び南相馬市内既存施設の機能充実を図るための働きかけを要望致します。

3. 道路交通網の充実

国並びに福島県が強力に推進している福島イノベーション・コースト構想により、各拠点や関連施設の整備が進展し立地企業の進出が実現しており、今後も新たな企業、研究機関、大学等の進出が期待されております。このような状況において、県内の地域と地域とを結ぶ幹線道路を整備することは非常に重要であり、同構想の促進と県内全体の産業振興に大きく寄与するものと考えます。

については、南相馬市を含めた相双地域全体の復旧・復興並びにイノベーション・コースト構想による産業振興を円滑に推進するため、次の項目を要望いたします。

しかしながら、本事業の主要な財源となるサポート事業の支援期間は、最長 3 年間と時限的であり、支援終了後の継続事業化が大きな課題であります。

つきましては、人口減少時代の到来は、地域産業を支える労働力不足に直結し、将来に向けて地域経済活動の維持に大きな支障を来すことから、地域で取り組む人材確保対策においては、県当局の重点政策として継続的な支援措置を講じていただきますよう強く要望いたします。

- (1) イノベ構想推進のため相双地域と県中地域とを結ぶ幹線道路の整備
- (2) 国際研究教育機構の円滑な利活用のため国道 6 号線の 4 車線化

会津喜多方商工会議所

1. 「国道 121 号大峠道路の早期復旧及び米沢市側の高規格化」の実現について

本年 8 月 3 日、東北地方日本海側及び北陸地方では複数の線状降水帯が発生し、喜多方市においても、大雨・洪水警報が発令され観測史上最高となる 24 時間降雨量 275 ミリを記録するなど、これまでに経験のない記録的な豪雨となり甚大な被害をもたらしました。中でも国道 121 号大峠トンネル付近では、河川の氾濫、土砂崩れにより道路全幅崩落区間が複数ヵ所発生しましたが、8 月 26 日に国の権限代行による災害復旧事業に着手していただき、10 月 24 日には片側交互通行が可能となる仮橋道が完成しました。あらためまして、国及び県の関係部局の皆様には感謝申し上げます。つきましては、当該道路は生活・物流・観光の幹線道路であり、当市より米沢市内の高校へ通学する生徒や通勤利用者も多く、多業界

に与える影響は多大であるため、早期の完全復旧の実現をお願い申し上げます。また、今後の災害発生に鑑み、安全・安定的な通年通行のための災害に強い高規格道路への格上げ（大峠トンネル～東北中央道米沢北ＩＣ）と早期実現を強く要望いたします。

２．「ＪＲ磐越西線の橋梁の早期復旧」の実現について

ＪＲ磐越西線（喜多方～山都間）の濁川橋梁一部崩落による運休は、会津北部近隣のエリア住民にとって、まさにライフラインとも言える重要インフラであり、西会津町をはじめ市内山都町、高郷町等から喜多方市内や会津若松市内の高校へ通学する生徒や県営荻野漕艇場への部活動利用者のほか、通院利用者も相当数おり、地域住民の足に支障をきたしております。

また、磐越西線は観光ルート上でも重要路線であり、観光列車ＳＬばんえつ物語号の運休等により新潟方面からの観光客激減が想定され、コロナ禍で疲弊している市内観光関連業者の経営悪化も懸念されております。そんな中、災害発生直後から代行バスの運行を実施していただきました。また、９月２６日のＪＲ東日本の発表によりますと、来春には復旧工事が終了するとのことで、これまでの関係機関の皆様のご尽力に対しまして、あらためまして感謝申し上げます。つきましては、早期の橋梁復旧の実現と今後の運行計画を早期に示していただきますよう、路線運営の円滑化をＪＲ及び関係機関に特段の働きかけを賜りますよう要望いたします。

相馬商工会議所

１．相馬福島道路から主要施設までのアクセス道の整備促進について

一般国道 115 号は相馬福島道路と一体となり中通り・会津地方を結ぶ重要な幹線道路として、新たな物流、広域観光による交流人口の拡大に大きな期待を寄せております。

しかしながら、東北中央道相馬福島道路の整備により、相馬から山形方面など地域のアクセスは大きく改善されたものの、緊急時における相双医療圏北部から本県の救急医療拠点である福島県立医科大学附属病院へのアクセスは、十分とは言えない状況にあります。

また、相馬ＩＣから相馬港へのアクセスについても一部４車線化されておらず、物流増加に即応した環境に対応できておりません。

つきましては、相馬地方の振興と当地域に暮らす人々の安全・安心な通行の確保やストック効果による広域的連携を推し進めるため、以下について強く要望いたします。

- （１）相馬福島道路霊山ＩＣから救急医療拠点である「福島県立医科大学附属病院」間の道路整備を図ること

- (2) 国道115号相馬南バイパスの県道相馬新地線から一般国道6号区間について、早期に4車線化に着手すること
- (3) 沿岸部の相馬地方から山形県内陸部の交流や観光客誘致を促進させる為、負担なく利用できる区間の整備が必要であることから、東北中央自動車道桑折JCT～福島JCT間の高速道路料金の無料化を図れるよう、国等に対し働きかけを行うこと

2. 宇多川、小泉川の河川改修について

令和元年東日本台風と10月25日豪雨は、市内市街地のいたるところが冠水し、多くの建物が床上浸水など甚大な被害をもたらしました。導水管破損による断水で一般家庭はもちろん、ホテルや飲食店等においても什器備品等が浸水破損するなど、何日も休業をせざるを得ない状況に追いこみ、中にはこの災害をきっかけに廃業する事業者も数件出たところであります。

今後の災害を最少限におさえるためにも、宇多川・小泉川の日も早い強靱化を図っていただくよう要望いたします。

3. 常磐自動車道（広野IC～山元IC間）の早期全線4車線化について

常磐自動車道は、太平洋沿岸で首都圏と福島県浜通り・仙台圏の南北を結ぶ大動脈です。全開通した相馬福島道路との連結により、縦横の高速道路網が整備され、物流や観光などによる交流人口の拡大など、地域経済の活性化が大きく期待されるところです。

つきましては、渋滞緩和や緊急時の安全性の向上を図り、輸送力を強化するため、広野IC～山元IC間の日も早い全線4車線化の整備促進について、関係機関に対し働きかけいただきますよう要望いたします。

- (1) 広野IC～浪江IC間の4車線化及び優先整備区間への格上げ
- (2) 浪江IC～山元IC間の早期事業化と、事業化区間の早期着工

4. 地震被害による幹線道路等の早期復旧について

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震は、最大震度6強の激して揺れを記録し、当地域では住宅はもちろんホテル・旅館業をはじめ、飲食・サービス業、不動産業、製造業などの多くの業種に甚大な被害を及ぼしました。これに加え市内幹線道路の段差や亀裂をはじめ、橋梁周辺の段差など、応急処理はされているものの、貨物車両における荷崩れや製品の破損、輸送効率の低下など、地域経済に支障をきたしております。

また、医療面においても、救急搬送の遅れにつながるため患者の安全確保に懸念があります。

つきましては、県道相馬新地線（馬場野地内～石上地内）等の幹線道路をはじめ、福島県で管理する相馬市内道路の早期復旧について要望致します。

須賀川商工会議所

1. 須賀川市滑川地区への新規工業団地造成の早期実現について

須賀川市には8つの工業団地がありますが、企業立地が進んだ結果、現在分譲可能な工業団地は須賀川市テクニカルリサーチガーデンの数区画のみとなっております。郡山市に隣接し交通アクセスに優れている本市に対しては、企業立地の要望が高いが、需要に応じられない状況にあり、新たな工業団地の整備が喫緊の課題となっております。

須賀川市においては、国道4号に接しており、須賀川インターチェンジや郡山南インターチェンジにも近接し、交通アクセス上非常にポテンシャルの高い場所である滑川地区を工業団地の適地として検討しております。

しかしながら、当該地区は市街化調整区域かつ農用地区域となっていることから、農振除外・農地転用といった手続きが必要であり、これらの土地規制が課題となって、計画が滞っていると伺っております。

そのため、県の関係機関において、課題解決に向けた協議を推し進めるとともに、国の機関に対しましても円滑に新規工業団地造成事業が進捗できるよう働きかけを行っていただきますよう強く要望致します。

二本松商工会議所

1. 安達太良山登山道及びあだたら溪谷自然遊歩道の早期復旧について

安達太良山登山道及びあだたら溪谷自然遊歩道は、四季折々の自然が織りなす風景を堪能できる森林や溪谷を有し、初級者から上級者までの幅広い層の登山者や気軽に楽しめるトレッキングの場として家族連れなど多くの方々に親しまれているコースとなっております。

しかしながら、令和4年8月3日から降り続いた大雨により、登山道及び遊歩道が法面崩落や土砂の流出があり、大きな被害を受けました。特に、国が設置し市が管理している遊歩道においては、既設橋梁5基のうち、2基の橋梁が流出、2基の橋梁床版が損失の被害により、通行不能となっております。

これらの登山道や遊歩道は、岳温泉地域を核とした観光資源でもあり、市内観光関連業種にも大きな打撃を与えています。

そこで、早期復旧にかかる下記の2項目についてのご支援等をお願いします。

記

- (1) 安達太良山登山道の日も早い、安全な登山ルート of 復旧及び確保をお願いします。
- (2) 復旧にかかる国に対しての財政要望の支援及び関係機関等（環境省・森林管理局・県農林事務所）との調整にかかる指導・支援をお願いします。